

## 意見の整理

平成19年2月27日  
知的財産戦略専門調査会

本資料は、今後の知的財産戦略に関する具体策の議論に資するため、第32回の知的財産戦略専門調査会における専門委員からの意見及びその後専門委員から頂いた意見を項目別に整理したものである。

### 1. 大学知的財産本部・TLOの連携と機能強化

#### (1) 産学官連携の推進

平成15年当時と比べると、産学官の努力により、日本の知財関連活動は非常な進歩と発展を遂げている。(松見委員)

(参考)大学の研究成果について民間事業者への活用を促進するため平成10年にTLO法を制定。これまでTLO技術移転機関(TLO)を全国42機関整備(経済産業省)。

知財分野での国際競争環境は激化しており、日本の知財の国際貢献や国際産学官連携を含め、知財活動における国際競争と国際協調の両方を推進すべき。(松見委員)

(参考)大学知的財産本部整備事業において、平成19年度は、国際知財人材を育成、海外における基本特許の戦略的な取得や海外企業からの受託研究等、国際機能の強化を図る(文部科学省)。

国際的な産学官連携が注目されているが、今一度、国内の産学のパイプの強化策も十分に検討すべきではないか。(本田委員)

海外と産官学連携を進めるにあたり、どういう分野で協力し、どういう分野は技術が流出してはいけないのかという方針を明確にしていくべきではないか。(岡田委員)

#### (2) 大学知的財産本部の体制強化

大学知財本部は整備事業により、技術移転、ベンチャー支援、共同研究等が順調

に推移。加えて、知財教育、プロジェクトマネジメント等も含め産業界との連携窓口として機能し始めている。外部人材の導入により企画力と実務能力を備えた集団に成長しつつあり、持続的な体制にしていくための支援を賜りたい。(小寺山委員)

大学の知的財産の国際化には人的にも費用面でも負担が大きいため、どのように対応していけばよいか方策が必要。(山本委員)

イノベーションを促進するためには、大学知財本部とTLOの活動として、出願が評価される段階から次のステージに移行させて機能強化を図る必要がある。製品化、ランニングロイヤリティ等の視点の評価や分析を行っていくことを検討すべきではないか。(本田委員)

### **(3)大学知的財産本部とTLOの融合等**

大学知財本部とTLOの融合について、産学連携も含めて社会還元のマカニズムを全体としてレビューして、新しい今後のあり方を提示すべきではないか。(荒井委員)

別々にある知財本部とTLOの組織の融合化等を図って、効率のいい運営を検討すべきではないか。(澤井委員)

(参考)東京工業大学のTLO内部化、東京大学のTLO出資など、知的財産本部とTLOの一本化・連携強化が進められている(文部科学省)。

海外では、大学のTLOの上場や研究機関の民営化後の上場が高値を付けた例もある。こうしたダイナミックな産学官連携の動きを日本でも参考にすべき。(松見委員)

## **2. 大学における知的財産戦略と実務の充実**

### **(1)研究開発の促進**

イノベーションに貢献するためには、知財がビジネス化され、市場に導入され社会に貢献することを重視すべき。そのため、市場ニーズをベースとした研究開発や、マーケティンググループの参画を得た研究開発を検討すべき。(松見委員)

重点領域や重点研究テーマについて、シーズオリエンテッドな知財の支援を検討すべき。また、そうした重点領域に関する知財情報の発信や、特許審査体制の整備を図るべき。(本田委員)

クリティカルな基盤となる研究開発では、業界横断が必要なために民間からの要望が出てこない場合があり、こうした場合に、大学は技術全体を見渡したうえでのクリティカルな提言を行う役割を果たすべきではないか。(岡田委員)

## (2) 知的財産による評価

大学発の基盤発明は、重点・重要分野を絞り、産とも共同して海外出願を積極的に行うべきであり、そのための原資を確保すべき。また、不実施機関である大学の出願特許は論文並の品質を確保すべき。(西山委員)

(参考)技術移転支援センター事業(科学技術振興機構)において、大学等の研究成果について、海外特許出願を支援(文部科学省)。

ライフサイエンス分野の大学からの特許出願の件数はかなり多くなってきているが、件数というより質を評価することを具体的に進めてほしい。(秋元委員)

(参考)「2007ライフサイエンス知財フォーラム」(平成19年1月:日本製薬工業協会、財団法人バイオインダストリー協会)では、大学等で創出された基本技術・基盤技術と産学連携の活性化をテーマに、世界最先端の知的財産立国に向けた産学連携のあり方を検討。

[http://www.jpma.or.jp/about\\_act/news/070226.html](http://www.jpma.or.jp/about_act/news/070226.html)

産業界との連携が必要な基本原理探求型研究では能力主義、業績主義に基づいた競争原理の導入、業績・評価に基づいた予算配分が必要ではないか。研究の評価は発表論文が主体であり、特許出願数は不適當。研究成果の評価の明確化が求められる。(西山委員)

農水分野での国としての知財力指標を押さえてみて、どんな課題があるかを考えることは、今後のアクションプランを見出す上でよいのではないか。(野間口委員)

## (3) 知的財産の活用

知的財産の整備が進み、権利化の面での主張がされてきたが、今後はその結果の知の普及や活用という意味での情報の活用を考えるべきではないか。(澤井委員)

(参考) 大学、TL0、公的研究機関等が保有する研究成果の社会還元を促進するため、インターネットを用いて大学等が公開している技術シーズ情報集の一元的な検索と、企業による研究者等への直接アクセスを可能とするシステム (e-seeds.jp) を科学技術振興機構において運用 (文部科学省)。 <http://e-seeds.jp/>

インターネットをベースとしたコミュニティの存在が知財戦略に与える影響という新しい課題に取り組んでいく必要がある。オープン、コミュニティ、国際標準、アジアなど新たな視点で知財や産学連携の施策を講じ、研究現場で活用するという活動が大切。(渡部委員)

知的財産に係わる大学間オープンネットワーク連合ができれば、自身が属する大学では重点領域ではない研究分野であっても、他大学を介した知的財産需要が確保されるという状況が考えられるのではないか。(岡田委員)

(参考)「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月 総合科学技術会議) この指針は、研究ライセンスを活用することにより、大学等間での知的財産権の使用を円滑化するもの。  
[http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523\\_2.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf)

大学発リサーチツール特許活用ルールを確実に実行し、産業界への合理的ライセンスを促進する。産業界もバックアップし、ライセンス料相場形成に協力すべき。(西山委員)

(参考)「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(案)」  
前回の資料12参照。

#### (4) 円滑な知的財産契約

大学も国際的な産学官連携にいや応なしに入っていくので、ネゴシエーションのスキルやパワーという点も入れた契約書のひな形を考えて、ベストプラクティスを使えるようにもっていくべきではないか。(野間口委員)

(参考) 大学知的財産整備事業の一環として、電気通信大学に英文契約書の雛形について調査研究を委託(文部科学省)。

大学には予算や手続などの制約があるとしても、出口に向かってスピードに乗っていける運用手続の改善に取り組むべきではないか。(三原委員)

大学、公的機関の特許を実施していくためには侵害が重要であり、実施の結果として必然的に生じる侵害を正面から取り上げていくべきではないか。(横山委員)

(参考)技術移転支援センター事業(科学技術振興機構)において、大学や TLO の特許権が侵害されている場合に、大学や TLO が権利者として権利保護や適正な権利行使を行えるよう支援(文部科学省)。

海外の研究者が入った共同研究では、知的財産権の取扱いに留意が必要。途中脱退を想定した権利規定やプロジェクト終了後の権利規定、日本では平和利用の知財が海外ではそうでない場合等も想定し、ジオポリティカルな観点も含めた知的財産戦略の考察が必要。(岡田委員)

### 3. イノベーションにつなげる知的財産戦略

イノベーション戦略の成果が具体的に挙がるかは、知財戦略によるところが大きいということをメッセージとして送るべき。(荒井委員)

イノベーションのための知財戦略というのはどういうものなのか、現場で実効性を上げていくためにも、その重要性を再認識する必要がある。問題をきちんと調査した上で、適切な知財戦略を立案することが大切。(渡部委員)

日本が総力を挙げてイノベーションを進めるためには、地域企業、地域の大学、高専、中小企業、ベンチャー企業等が知財を活用して活躍できる環境をさらに考えるべき。(松見委員)

特許、ノウハウ、ビジネスモデル等様々な知財を、場合に依りてどのようにイノベーションに結びつけるかが重要であり、それを議論する必要があるのではないか。(山本委員)

大学や中小企業におけるイノベーションのための知財戦略は多様性が必要。大学が知財戦略や産学連携に取り組む姿勢にも多様性があるべき。多様な大学、地域の産学連携成功事例をもっと集め、大学経営に見えやすくすることも大切。(渡部委員)

(参考)産学官連携コーディネーターがこれまでに経験した事例や獲得した知見等を集め、広く関係者等に紹介・普及することを目的として「産学官連携コーディネーターの成功・失敗事例に学ぶ - 産学官連携の新たな展開へ向けて -」を作成(平成 18 年 6 月)(文部科学省)。

知財の制度整備や政策にも関わらず、知財をベースとするイノベーションの進展が実感として認識されていない状況にあるので、知財戦略の成功事例、イノベーションに結びついた成功事例を増やしていく必要がある。(松見委員)

#### 4 . 特許情報の活用

「特許・論文情報統合検索システム」をぜひPRして、有効に使われるよう施策を講じるべき。(荒井委員)

(参考)「特許・論文情報統合検索システム」については、前回の資料4及び資料6参照。

大学、公的研究機関の知財体力を上げていくためには、質の高いデータベースは不可欠であり、特許と論文の統合データベースは成果。この統合データベースを、公開性を持った社会のインフラと位置付けて発展させていくべき。(横山委員)

米国は Google Patents により無料で高度な検索ができる環境を手に入れた。日本でも特許と文献との統合検索システムが動き出すが、研究現場での特許情報の利用の工夫を促していくことが大切。(渡部委員)

#### 5 . 知的財産人材の育成・確保

理工系の学部や大学院で、知財を単位科目として教える必要があるのではないかと。振興調整費、専門職大学院など、いろいろな形の施策のトータルマップを描いて、人材育成の今後のプログラムを考えることが必要ではないか。(荒井委員)

知的財産専門職大学院等いろいろな形の大学院を有効に使いながら人材育成を考えたらいいのではないかと。(澤井委員)

大学等で、国際化に対応した知財教育を強化すべき。また、ライフサイエンス分野の産学連携コーディネーターを充実して産学交流の中で実践・育成すべき。長期のインターンシップにより、産業界は人材交流を行う。(西山委員)

(参考)「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(平成18年12月 総合科学技術会議) 研究者の流動性を高めるための環境整備の施策として、長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken061225-1.pdf>

コーディネーターやアドバイザーなど、知財人材の関係のネットワークをお互いに見えるようにすれば、人材活用という点で質が上がるのではないかと。産業界も応分の協力をしたい。(野間口委員)

(参考)産学官連携コーディネーターにかかる成功・失敗事例集の作成と活用、全国会議(18年9月)・地区会議の開催、コーディネーターホームページの充実等により、コーディネーター同士の情報共有・連携強化が図られている(文部科学省)。

<http://www.sangakukanren-cd.jp/index.htm>

大学のシーズをニーズに結びつけるためにはコーディネーターの役割が大きいため、更にその質の向上に取り組む必要がある。(三原委員)

(参考)産学官連携コーディネーター全国会議や地区会議でのスキルアップにつながる研修交流を推進。さらに、コーディネーターの年間活動達成目標を設定の上、年2回(9月・2月)目標達成度を検証し、その資質向上が図られている(文部科学省)。

(参考)スーパーTLO事業、産業技術フェロー事業において技術移転人材を育成(経済産業省)。

人材の海外流出をしないように、日本で人材を育成すると同時に日本のために活用できるような社会基盤やシステムを考えるべき。(秋元委員)

## 6. 国際標準、知的財産制度・運用

昨年、国際標準の推進戦略が策定されたところであり、国際標準は官民挙げて取り組むべき課題であるので、その視点を強調していくべき。(野間口委員)

(参考)「国際標準総合戦略」(平成18年12月 知的財産戦略本部) 我が国の先進的な技術を国際標準化し、イノベーションや国際競争力につなげるための総合戦略を策定。

(参考)平成18年11月に甘利経済産業大臣主催による第1回国際標準化官民戦略会議を開催するとともに、平成27年までにISO及びIECにおける我が国の提案件数を倍増、幹事国引受数を主要欧米諸国並とするという「国際標準化戦略目標」を策定し、「国際標準総合戦略」を推し進めているところ(経済産業省)。

大学の原理的な発明をもとに国際標準にしていく際の大学側の取組姿勢がまだ十分にできていない。企業との協力体制や国際的な標準戦略について適宜柔軟に考えられる人材を育てる必要があるのではないか。(岡田委員)

(参考)標準を企業戦略等に活用できる人材の養成を目的として、平成17年度から、大学等における標準化教育を促進するためのモデル教育材料及び教育プログラムの開発(「標準化に関する研修・教育プログラム開発事業」)を実施(経済産業省)。

大学で本格的な特許ができない原因は、特許クレームが実施例をもとに制限されてしまうこと。アイデアは出して発表してしまうので、それを元に企業に周辺のクレームをとられてしまうという問題があり、対処が必要。(山本委員)

ネットを介して国際的な共同研究を行う場合、特許制度が研究の実態と合わない例があるので、そうした実態を調査し、今後の対策を考えていく必要があるのではないか。(岡田委員)